

学校法人梅村学園（以下「本法人」という。）は、2024年（令和6年）10月24日、理事会において、理事の職務執行が法令及び寄附行為に適合するための体制その他業務の適正を確保するための体制の整備に関し、本法人の基本方針を以下のとおり決定した。

1. 経営に関する管理体制

- ① 理事会は、定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、法令・寄附行為に従い、必要な事項については評議員会の意見を聴いたうえで、業務執行上の重要事項を審議・決定するとともに、理事の職務執行を監督する。
- ② 寄附行為並びに理事会及び常任理事会の決定に基づき、業務を執行する理事の担当業務を明確にし、事業運営の適切かつ迅速な推進を図る。
- ③ 職務分掌・決裁権限を明確にし、理事、職員等の業務執行の適正性を確保するとともに有効性・効率性を高める。
- ④ 理事会、評議員会等の重要会議の議事録その他理事の職務執行に係る情報については、寄附行為及び学校法人梅村学園文書管理規程に基づき、適切に作成、保存及び管理する。
- ⑤ 業務執行機関からの独立性を有する内部監査部門を設置し、業務の適正及び効率性を確保するため、業務を執行する各部門の職務執行状況を定期的に監査する。

2. リスク管理に関する体制

- ① 円滑な事業運営に支障を来す事象が発生し、又はそのおそれがある場合に迅速かつ的確な対処を講じるため学校法人梅村学園危機管理規程を整備し、危機管理総括責任者のもと、危機管理体制を構築する。
- ② 学校法人梅村学園個人情報保護の基本方針及び個人情報保護に関する諸規程に基づき、個人情報の保護と適切な管理を行う。
- ③ 本法人の経営に重大な影響を及ぼすおそれのある重要リスクについては、理事会で審議し、必要に応じて対策等の必要な事項を決定する。
- ④ 災害、事故その他の緊急時に備え、対応組織、情報連絡体制等について規程等を定めるとともに、継続的な教育と定期的な訓練を実施する。
- ⑤ 研究活動について、内部牽制機能による研究費の適正経理、研究不正の防止及び知的財産の保護を確保するため、規程等を定めるとともに、必要な措置を講じる。

3. コンプライアンスに関する管理体制

- ① 理事及び職員が法令並びに寄附行為及び本法人の規程を遵守し、確固たる倫理観をもって事業活動等を行う組織風土を高めるために、学校法人梅村学園コンプライアンスポリシーを定める。
- ② 本法人の役職員のコンプライアンス意識の醸成と定着を推進するため、役職員への教育及び啓

発活動を継続して実施、周知徹底を図る。

- ③ 本法人の内外から相談できる通報窓口を常設して、不正の未然防止を図るとともに、速やかな調査と是正を行う体制を推進する。通報窓口に対しコンプライアンスに関する相談又は違反に係る通報をしたことを理由に、不利益な取扱いを行わない。
- ④ 法令違反、寄附行為違反等の行為が発見された場合には、学校法人梅村学園公益通報者保護に関する規程に従って、迅速に状況を把握するとともに、必要に応じて外部専門家と協力しながら適正に対応する。

4. 監査環境の整備（監事の監査業務の適正性を確保するための体制）

- ① 監事が職務を補助する職員（以下「補助職員」という。）を置くことを求めた場合、監事の求めに応じ、独立性を有する補助職員を配置することを検討する。
- ② 補助職員は、監事の指揮命令下で業務を行い、監事以外からの指揮命令を受けない。
- ③ 理事、職員等は、職務執行状況等について、監事又は監事の指示を受けた補助職員が報告を求めた場合には、速やかにこれに応じる。
- ④ 理事、職員等は、本法人に著しい損害を与えるおそれのある事実又は法令、寄附行為その他の規程等に反する行為等を発見したときは、直ちに理事長、常任理事及び監事に報告する。
- ⑤ 理事、職員等は、不正の目的なく監事に報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けない。
- ⑥ 監事はその職務の執行について生ずる費用の前払い若しくは支出した費用の償還又は負担した債務の弁済を請求した場合には、速やかにこれに応じる。
- ⑦ 本法人は、監事の監査環境の整備について学校法人梅村学園監事監査規程に定めるものとし、その改廃については監事と協議する。

5. 本方針の改廃

本方針に見直しの必要が生じた場合は、理事会の決議により改正する。